

平成29年度版

丸亀市 中小企業支援 ガイドブック

丸亀市内の中小企業が利用できる
支援施策を紹介しています。

丸亀市

- 目 次 -

こんな悩みやニーズがある方	支援メニュー	ページ
<ul style="list-style-type: none"> • 市の補助メニューを知りたい。 • 簡単な申請でなるべく早く補助金交付の決定を受けたい。 	1. 丸亀市産業振興 支援補助金	1
<ul style="list-style-type: none"> • どこに相談していいかわからない。 • 今後の具体的な経営方針がわからない。 • 専門的な相談を受けたい。 	2. 経営に関する 一般相談窓口	2~3
<ul style="list-style-type: none"> • 自社で専門家と相談したい。 • 自社の技術・製品等を直接専門家に見てもらい、アドバイスがほしい。 	3. 専門家派遣事業	4
<ul style="list-style-type: none"> • 県外の展示会や商談会に参加したい。 • 展示会出展経費の助成を受けたい。 • 県外企業と商談や取引をしたい。 	4. 販路開拓支援	5~7
<ul style="list-style-type: none"> • 新しい事業分野での販路開拓を支援してほしい。 • 新たな特産品の開発やパッケージデザインの改良等に対し助成してほしい。 	5. 研究開発・新分野進出・ ブランド開発支援	8~10
<ul style="list-style-type: none"> • コスト削減など経営を改善したい。 • 経営改善にかかる専門家相談等の経費を支援してほしい。 	6. 経営改善・経営革新・ 事業再生支援	11~12
<ul style="list-style-type: none"> • 運転資金や設備資金の融資を受けたい。 • どのような融資があるのか知りたい。 	7. 融資制度	13~14
<ul style="list-style-type: none"> • 専門的な研修を受けたい。 • 研修受講料や資格取得経費を支援してほしい。 	8. 人材育成支援 (助成・研修制度)	15~17
<ul style="list-style-type: none"> • インターンシップ(職場実習)を考えているので支援してほしい。 • 技術職を紹介してほしい。 	9. 人材確保・定着 (職場環境改善)支援	18~21
<ul style="list-style-type: none"> • 創業に関する様々な支援を受けたい。 • 創業資金を融資してほしい。 	10. 創業支援	22~27
<ul style="list-style-type: none"> • 会社の福利厚生を充実させたい。 • 従業員に退職金が支払えるようにしたい。 	11. 福利厚生・共済支援	28~29

1 丸亀市は中小企業を支援します！

丸亀市産業振興支援補助金

1. 目的

市内中小企業を支援するため、人材確保・育成や販路開拓などを実施した中小企業に対し市が補助する制度を、平成26年度に新たに創設しました。

2. 補助内容

補助対象事業		補助限度額など	補助率	詳細掲載ページ
人材確保・定着	企業インターンシップ	10万円	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨	18ページ
	職場環境改善	10万円		18ページ
	人材確保	10万円		18ページ
人材育成		10万円		15ページ
新規事業広告宣伝		20万円		8ページ
販路開拓	展示会出展	県外10万円・県内5万円		5ページ
	IT等活用	10万円		5ページ
	自社PRツール作成	10万円		5ページ
経営革新		30万円		11ページ
ブランド開発	特産品開発・改良	30万円		8ページ
	デザイン等活用	20万円	8ページ	
	知的財産権取得	10万円	8ページ	
創業		30万円	24ページ	

※ 1事業者につき、利用可能な補助金メニューは1つまで、年度内に1回限り。

3. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

2 経営に関する一般相談窓口

経営全般、専門分野等の相談窓口です。相談は無料、電話での事前予約が必要です。

相談窓口	【相談内容】および住所	お問い合わせ先
丸亀市産業振興課	相談内容に応じ、関係機関や団体で実施している支援策を紹介、調整。 【よろず支援拠点丸亀サテライト】 中小企業の経営相談所である香川県よろず支援拠点が、中讃地区の相談拠点としてひまわりセンターに毎月1回相談所を開設。	0877-24-8844
丸亀商工会議所	【経営全般の相談】 丸亀市大手町1-5-3	0877-22-2371
丸亀市飯綾商工会	【経営全般の相談】 丸亀市飯山町川原983-3	本所 0877-98-2236 支所 0877-86-2156
かがわ産業支援財団	【窓口相談】 中小企業診断士等の専門家が、経営全般の相談に対応。 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-840-0391
	【よろず支援拠点】 経営、販路開拓、IT、ウェブ・デザイン等様々な分野の専門家がチームを組み、また他の支援機関とも連携して、ワンストップで相談に対応。	087-868-6090 (かがわ産業支援財団内)
	【下請かけこみ寺】 中小企業の取引上の悩み相談に、相談員や弁護士が無料で対応。	087-868-9904 フリーダイヤル 0120-418-618 (かがわ産業支援財団内)
	【知的財産に関する相談・支援】 相談員や専門家(弁理士・弁護士)が知的財産に関するあらゆる悩み・課題の相談にワンストップで、無料対応。 知的財産の活用などの情報提供・普及啓発。	087-867-9577 知財総合支援窓口 (かがわ産業支援財団内) 087-869-9004 香川県知的所有権センター (かがわ産業支援財団内)
中小企業基盤整備機構 四国本部	【経営・技術・財務・法律・知財・海外展開等の課題についてのご相談】 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-1752
香川県産業技術センター	【技術相談】 生産工程や商品開発における技術上の課題に技術職員が対応。 高松市郷東町587-1	087-881-3175

相談窓口	相談内容	お問い合わせ先
香川県事業引継ぎ支援センター	【事業承継に関する相談・支援】 「後継者がいない」「事業引継ぎに不安がある」中小企業の皆様の相談窓口 高松市番町二丁目2-2 高松商工会議所会館 5階	087-802-3033
企業支援ポータルサイト「ミラサポ」	【サイト上での相談】 国が運営する企業専用のサイト上で、支援策の検索のほか全国の専門家や経営者と情報交換・相談が可能。	「ミラサポ」サイト ホームページアドレス https://www.mirasapo.jp/ 会員登録が必要、無料
ビジネス支援ポータルサイト「J-Net21」	【サイト上での情報提供】 中小機構が運営する経営に役立つ様々な情報を提供する中小企業支援サイト。支援情報や事例を紹介。	「J-Net21」サイト ホームページアドレス http://j-net21.smrj.go.jp

3 専門家派遣事業

様々な分野の専門家が事業所に直接お伺いし、課題解決のためのアドバイスをする制度です。

事業名	内容	お問い合わせ先
エキスパート・バンク	小規模事業者を対象とした専門家派遣制度。1回目の派遣費用は無料。	丸亀商工会議所 0877-22-2371
		丸亀市飯綾商工会 本所0877-98-2236 支所0877-86-2156
専門家派遣事業	中小企業者や創業者を対象とした専門家派遣制度。専門家派遣に要する経費の1/3相当額の負担が必要。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業	中小企業者を対象に、無料で専門家を派遣（事業承継は年間5回まで、その他の支援課題は年間3回まで、両者合計で最大5回まで）。企業支援ポータルサイト「ミラサポ」の会員登録が必要。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
専門家継続派遣事業	ベンチャー企業や新事業展開・経営基盤強化に取り組む中小企業を対象に半年から1年の間（月2回程度）、専門家を長期継続的に派遣して支援。 1日あたり17,200円の費用負担必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
戦略的CIO育成支援事業	経営戦略に基づくIT化計画の策定や情報システムの企画開発・運用に向け取り組む中小企業を対象に半年から1年の間（月2回程度）、IT分野の専門家を長期継続的に派遣して支援。 1日あたり17,200円の費用負担必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
経営実務支援事業	特定分野の経営課題解決のために実務面の支援を必要とする中小企業を対象に、大手企業OB等を短期集中的に派遣して支援。 1日あたり8,200円の費用負担必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
専門家派遣・相談等支援事業	最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者のみなさんのため、経営面と労働面の相談・専門家派遣の窓口「相談センター」を設置。（無料）	香川県最低賃金総合相談支援センター 0800-888-4691

4 販路開拓支援

展示会への出展やホームページの作成など、販路開拓に係る取り組みを支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(販路開拓)

1. 内容

市内中小企業の新規取引先の開拓及び受注機会の拡大を支援するため、展示会への出展や自社ホームページの作成・変更、会社案内・パンフレットの新規作成等に取り組む中小企業等に対し市が補助します。

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
販路開拓	展示会出展	販路開拓を目的とした展示会等への出展（販売目的は不可）	出展料、備品リース料、旅費、運搬費など	県外10万円 県内5万円
	IT等活用	自社ホームページ等の作成・変更、インターネットショップの出店・開設	委託費、作成ソフト・マニュアル購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、ネットショップ入会金など	10万円
	自社PRツール作成	自社PRを目的とした会社案内やカタログ、パンフレットの作成（チラシや広告等の一時的または簡易的なものや紙媒体でないものは不可）	自社PRツール作成に要するデザイン委託費、印刷製本費	10万円

4. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の販路開拓支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
中小企業応援ファンド 県外見本市出展支援事業	中小企業者を対象に、県外の見本市等に出展する際の基本小間借上料等（1小間に限る）を補助。上限50万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9904
中小企業応援ファンド 海外見本市出展支援事業	中小企業者を対象に、海外の国際見本市等に出展する際のブース借上料や現地通訳費、展示品輸送費等を補助。上限100万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9904
国際取引支援アドバイザー設置事業	国際取引支援アドバイザーを設置し、海外販路開拓や輸出入実務等に関する相談会を開催。（参加費無料）	かがわ産業支援財団 087-868-9904
緊急的受注開拓促進事業	生産財等の加工・製造業者を対象に、首都圏等の大手企業とのネットワークを形成するために発注コーディネーターを設置し、新たな受注の確保や商談会を実施。	かがわ産業支援財団 087-868-9904
かがわものづくり新技術 展示商談会開催事業	県内中小製造業者を対象の優れた技術や製品を県外大手メーカーに直接提案する展示商談会を開催。要出展費用。	かがわ産業支援財団 087-868-9904
食品見本市出展支援事業	県内食品関連企業の販路開拓を支援するため、首都圏等で開催される食品見本市に香川県ブースを設置。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
食品相談会開催事業	県内外の食品バイヤーを県内に招へいし、県内食品事業者との商談会を開催。（参加費無料）	かがわ産業支援財団 087-840-0391
農商工連携ファンド 販売力強化・ブランド化 支援事業	中小企業者と農林漁業者が農商工連携事業で開発した商品等の販路開拓に取り組む際、事業にかかる経費の2/3を助成。上限100万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9903
下請取引あっせん事業	受発注取引を希望する登録企業（主に製造業）への取引先への紹介・あっせんの他、サイト上で全国の企業との取引をあっせんするシステム（BMS）を構築。登録、あっせんは無料。	かがわ産業支援財団 087-868-9904
中小企業等外国出願支援 事業	県内中小企業が外国特許庁へ特許などを出願する際にかかる経費の1/2以内を助成。	かがわ産業支援財団 087-869-9004
販路開拓コーディネート 事業	優れた新商品・新サービスを持つ企業を対象に、マーケティング企画から首都圏・近畿圏へのテストマーケティング活動をサポート。1回あたり4,100円の費用負担が必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752

事業名	内容	お問い合わせ先
ECコマース等ITを活用した販路開拓支援	中小企業・小規模事業者の国内外の販路拡大や生産性向上をテーマにセミナー・勉強会の開催。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
ウェブマッチングサイト「J-GoodTech (ジェグテック)」	ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐサイト。Web上でのマッチングや展示会・商談会等でのリアルなマッチングを推進し、新しいパートナーに出会える機会を提供。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
丸亀市企業紹介サイト	市内中小企業の技術や製品、サービスなど自社の強みやセールスポイントを掲載したPRサイトを作成。随時新規登録企業を募集。(市ホームページよりサイトへリンク)	丸亀市産業振興課 0877-24-8844

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

5

研究開発・新分野進出・ブランド開発支援

自社ブランドの開発、新しい事業分野への取り組みを支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(新規事業広告宣伝・ブランド開発)

1. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）
- ③ 市税を滞納していないこと など

2. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
新規事業広告宣伝	新製品等のPRや新規事業分野での販路開拓の際に要する広告宣伝（販売・事業開始後3年以内）	広告宣伝費、出張旅費など	20万円	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨
ブランド開発	丸亀市の地域資源などを活用した新たな特産品の開発や既存商品の改良	専門家謝金、出張旅費、原材料費（試作品作成にかかるもの）、機械装置費、委託費、印刷製本費（パッケージ等）、マーケティング調査費、広告宣伝費など	30万円	
	デザイナーや専門家を活用したパッケージデザインなどの開発や改良、自社ブランドの構築	専門家謝金、出張旅費、デザイン委託費、印刷製本費など	20万円	
	知的財産権取得	知的財産権のうち、特許権や実用新案権、意匠権、商標権の取得にかかる出願	弁理士等謝金、出願料など出願に要する経費	10万円

6. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の研究開発・新分野進出支援制度

事業名	内 容	お問い合わせ先
共同研究・受託研究	地域産業の抱える技術開発等の課題に対し、当大学が保有するノウハウや先端的な設備・機器を活用して、技術的相談や企業との共同研究・受託研究を行う。	四国職業能力開発大学 校(援助計画課) 0877-24-6298
中小企業応援ファンド 地域企業研究開発小規模助成事業	下記のような新たな取り組みを行う中小企業を支援。 ① 企業が有する独創的な研究開発、特許権などの産業財産権を活用して行う商品開発や新技術の実用化（独創的・産業財産権活用型研究枠） ② 地域資源を活用した新製品づくりなどの新たな取り組み（地域資源活用枠） 事業にかかる経費の2/3を助成。①上限500万円、②上限300万円。	かがわ産業支援財団 087-840-0338
中小企業応援ファンド 成長のエンジンとなる分野支援事業	県が定める「成長のエンジンとなる分野」のうち、下記の分野における新製品や新技術の研究開発や販路開拓の取り組みを支援。 ① 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野 ② 健康関連分野 ③ 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野 ④ エネルギー・環境関連分野 事業にかかる経費の2/3を助成。上限1,000万円。	かがわ産業支援財団 087-840-0338
創業・第二創業等促進 補助金 成長のエンジンとなる 分野創業支援事業	第二創業または新分野進出を行う者に対して、県が定める「成長のエンジンとなる分野」のうち、上記①～④の分野において、新たなビジネスや雇用を創出する取り組みを支援。 事業にかかる経費の1/2を助成。上限750万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9901
創業・第二創業等促進 補助金 ベンチャー企業創出促 進事業	第二創業または新分野進出を行う者に対して、独自の技術やアイデアを生かした新商品や新技術、新サービスを提供する取り組み（著しい新規性を有するものに限る）を支援。 事業にかかる経費の1/2を助成。上限400万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9901

事業名	内容	お問い合わせ先
中小企業応援ファンド 新分野等チャレンジ支援事業	中小企業者等が取り組む新分野進出のための商品・研究開発や市場性を見極めるための試作品作成、付加価値の高い新製品開発のための実証試験、新事業の可能性評価等に対する支援。 事業にかかる経費の4/5を助成。上限100万円。	かがわ産業支援財団 087-869-3440
農商工連携ファンド 新商品等開発支援事業	中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品や新サービスの開発および販路開拓を支援。 事業にかかる経費の2/3を助成。上限400万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9903
商品化技術テーマ 調査事業	県内の企業等が、商品化のための技術テーマを大学・高専・公設試験研究機関等と連携して調査・開発しようとする場合に、その調査研究を支援。 事業にかかる経費の4/5を助成。 ①上限200万円（G/L枠）、②上限100万円（一般枠）	かがわ産業支援財団 087-840-0338
新事業創出支援事業 （新連携事業、地域資源活用事業、農商工等連携事業）	新事業創出を目指し、国による下記の3つの事業計画認定制度に取り組む中小企業者に対し、事業計画作成から認定後の事業化達成までをトータルにサポート。 国の認定を受けると、補助金、低利融資等の各種支援施策を利用可能。 ＜新連携事業＞ 事業分野を異にする複数の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源を組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る取り組み。 ＜地域資源活用事業＞ 地域の強みとなりうる農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用して商品・サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取り組み。 ＜農商工等連携事業＞ 農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取り組み。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-3220

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

6

経営改善・経営革新・事業再生支援

経営改善や経営革新等に取り組む企業を支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(経営革新)

1. 内容

市内中小企業が取り組む経営革新事業（専門家への相談や大学等との共同研究、企業連携等）に対し市が補助します。

2. 対象者

次の要件を全てみたす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助対象経費

経営革新に係る専門家の招へいまたは相談に要する各種経費、各種学校または企業等との連携による研究費、事業承継または6次産業化に向けた取組みに要する経費、その他必要と認められるもの

※ただし、人件費や光熱水費、通信費、消耗品費等は補助対象外です。

4. 補助金額の算出方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の2/3以内（1,000円未満切捨て）
- ② 補助上限額 30万円
- ③ 補助上限回数 年度内に1回限り

5. ホームページでの検索キーワード

丸亀市ホームページで「丸亀市産業振興支援補助」で検索してください。

6. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の経営改善・経営革新・事業再生支援

事業名	内 容	お問い合わせ先
経営自己診断システム	中小機構のビジネス支援専用サイト「J-Net 21」に、自社の財務データを入力することで、財務分析など経営状況を把握。	「J-Net21」サイト ホームページアドレス http://j-net21.smrj.go.jp
簡易経営診断(ビジネスクリニック)事業	中小企業者を対象に、専門家が簡易経営診断を実施し、経営状況などの現状把握を支援。費用は無料。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
中小企業応援ファンド ものづくり産業生産性 向上支援事業	製造業に分類される中小企業を対象に、製造現場におけるコスト削減等を目的に専門家を招へいし現場改善を行う事業およびそれに附随して行う研修事業を支援。事業にかかる経費の2/3を助成。上限200万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9903
中小企業応援ファンド 経営革新支援事業	知事の承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する企業に対し支援。事業にかかる経費の2/3を助成。上限300万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9903
事業再生支援	<p>① 支援業務部門 経営環境が悪化している中小企業者を対象に、経営相談や再生計画策定支援など、事業再生に向けた取組みを支援。</p> <p>② 経営改善支援センター部門 経営の立て直しが必要な中小企業者を対象に、認定支援機関（国の認定を受けた税理士、中小企業診断士など）の支援を受けて策定する経営改善計画に要する費用を助成。 計画策定にかかる経費の2/3を助成。 上限200万円。</p> <p>③ 保証債務整理 万一、企業が破綻した場合、企業に対しての個人保証債務整理の支援。</p>	<p>香川県中小企業再生支援協議会(高松商工会議所内) 087-811-5885</p> <p>相談無料 守秘義務厳守</p>

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

運転資金や設備資金など、事業を営むうえで必要な資金を融資する制度です。

丸亀市中小企業融資制度

市内中小企業の方々が円滑に事業を営むことができるよう、運転資金や設備資金を融資する制度です。また、支払った利子や保証料を補助する制度があります。

	丸亀市中小企業融資制度
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する中小企業者（NPO法人も含む）、または市内に1年以上住所を有する個人事業者 ② 市内で6ヶ月以上同じ事業を営んでいること ③ 市町村税を完納していること ④ 香川県信用保証協会の保証対象となる業種であること ⑤ 従業員数が、商業・サービス業は5人以下（宿泊業および娯楽業は20人以下（NPO法人は除く）、製造業・その他の業種は20人以下であること
融資限度額	設備資金・・・700万円 運転資金・・・500万円 設備・運転資金・・・700万円
返済方法	72ヶ月元金均等分割払（6ヶ月以内の据置期間、繰上償還可能）
利率	年2.0%
保証人	法人の場合は代表者（県内に居住し、市町村税を完納し、返済能力がある人）、個人事業者は不要
担保	原則として無担保
利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助要件 平成21年度以降に当該融資制度を利用された方で、市内に住所があり、また市町村税を完納し、返還金を期限内に約定どおり返済された方 ② 補助内容 年利1%相当額の利子補給金を交付 ③ 申請期間 毎年度4月中（毎年度、市に補助申請が必要です） ④ 申請先 丸亀市産業振興課（電話0877-24-8844）
保証料補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助要件 市内に住所があり、また市町村税を完納し、融資金を期限内に約定どおり完済された方 ② 補助内容 保証料相当額の保証料補給金を交付 ③ 申請期間 完済後3ヶ月以内 ④ 申請先 丸亀市産業振興課（電話0877-24-8844）
融資の申込・お問い合わせ先	丸亀商工会議所 0877-22-2371 丸亀市飯綾商工会 本所0877-98-2236 支所0877-86-2156

▶ その他の融資制度

事業名	内 容	お問い合わせ先
県の融資制度	県内で事業を営む中小企業者を対象に、事業資金を低利で融資。さまざまな融資制度あり。 【小口零細企業融資 融資額1,250万円以内】など	香川県経営支援課 087-832-3347
日本政策金融公庫の融資制度	政策金融機関である日本政策金融公庫が実施する融資。中小企業・小規模事業者や農林漁業者へのさまざまな融資制度あり。	日本政策金融公庫高松支店 国民生活事業 087-851-0198 農林水産事業 087-851-9991 中小企業事業 087-851-9141
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資制度)	商工会議所・商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者（従業員数が商業・サービス業は5人以下（宿泊業および娯楽業は20人以下）、製造業・その他は20人以下）が利用できる融資制度。（日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等を除く。） 融資額2,000万円以内、無担保・無保証人。市利子補給制度あり（最初の支払い月から12か月分の利子で年利0.5%相当分）	丸亀商工会議所 0877-22-2371 丸亀市飯綾商工会 本所0877-98-2236 支所0877-86-2156
セーフティネット保証制度	業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障が生じている中小企業を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行う制度。保証申込の前に市の認定が必要。	香川県信用保証協会 087-851-0062 丸亀市産業振興課 0877-24-8844

8 人材育成支援(助成・研修制度)

専門的な研修の開催や研修受講に対する助成など、人材育成に取り組む企業を支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(人材育成)

1. 内容

市内中小企業が自社の社員を育成するために受講する研修や新規資格取得に対し市が補助することで市内企業の人材育成を図ります。(次ページの人材育成に関する研修制度はすべて補助対象です。その他の人材育成にかかる研修についてもご相談ください。)

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること(個人の場合は市内に住所があること)
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助対象経費

人材育成に係る研修の受講料や講師謝金、資格試験の受験料(運転免許または資格の更新を除く)

※ただし、人件費や光熱水費、通信費、消耗品費等は補助対象外です。

4. 補助金額の算出方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の2/3以内(1,000円未満切捨て)
- ② 補助上限額 10万円
- ③ 補助上限回数 年度内に1回限り

5. ホームページでの検索キーワード

丸亀市ホームページで「丸亀市産業振興支援補助」で検索してください。

6. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の人材育成に関する助成支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
◆人材開発支援助成金	雇用する正規雇用労働者等に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。訓練の内容に応じ、助成率や助成賃金額を設定。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
◆キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者に対し、職業訓練等の実施や正規雇用への転換、処遇改善等を行う事業主を対象に、その経費や賃金等を助成する制度。実施内容に応じて助成額を設定。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
中小企業応援ファンド ものづくり産業スキル アップ助成事業	製造業者を対象に、製造技術・技能の向上を図る目的で自ら実施する研修事業や、研修会への派遣にかかる経費の2/3を助成。上限100万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9903
中小企業後継者育成事業	中小企業の若手後継者や青年経営者が、優れた経営・技術等を習得するために中小企業大学校や香川大学ビジネススクール等で開催される研修を受講する際に必要な受講料や旅費・宿泊料の1/2を助成。	かがわ産業支援財団 087-868-9903

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

▶ その他の人材育成に関する研修制度

事業名	内容	お問い合わせ先
能力開発セミナー	企業の技術者を対象に、技能・技術の習得と向上を目的として、機械系・電気電子系・居住系における分野別セミナーを開催。セミナー期間は2～4日程度。要受講料。企業ニーズに合わせたオーダーメイド型も開催可能。（※人材開発支援助成金制度を利用できる場合あり。）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298
指導員の派遣	技能・技術講習を希望する企業を対象に、指導員を企業に派遣し講習・技術支援等を実施。（要派遣料）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298
施設・設備の利用	企業や企業団体が行う社員教育や研修の場を提供するために、教室や会議室等の施設のほか、実習室や実習場の設備・機器等を開放。（要使用料）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298

事業名	内容	お問い合わせ先
教育訓練計画の作成	研修を計画している企業のニーズに合わせて社員のスキルアップのための教育訓練計画の作成相談を実施。(無料)	四国職業能力開発大学校 (援助計画課) 0877-24-6298
事業主推薦制度	企業が雇用する社員の方々を推薦する入試制度を設け、大学校の高度なものづくり人材を育成する教育訓練により、中小企業等の人材育成を支援。(※人材開発支援助成金制度を利用できる場合あり。)	四国職業能力開発大学校 (学務課) 0877-24-6255
高度技術人材育成事業	製造技術の高度化やIT化の進展に対応できる人材の育成を図るため「次世代ものづくり技術」、「IT技術」、「食品製造技術」等に関する講習会を実施。	かがわ産業支援財団 087-868-9901
新入社員研修開催事業	新入社員を対象に、社会人としてのルールや基礎知識等を学ぶ研修を実施。2日間の日程で受講料10,800円。	かがわ産業支援財団 087-868-9901
職業能力開発講座	在職者を対象に、階層別・待遇・人事労務・経理・ものづくり分野の各種講座を実施。また、要望に応じたオーダーメイド講座の実施も可能。要受講料。	香川県職業能力開発協会 087-882-2854
キャリアアップコース	企業の在職者を対象に、各種技能講習やパソコン講習等を実施。講習期間は2～10日。要受講料。	高等技術学校丸亀校 0877-22-2633
オーダーメイド在職者訓練	企業が希望する訓練内容や日程、受講人数に合わせた講習を実施。要受講料。	高等技術学校丸亀校 0877-22-2633
技術講習会・研修会	企業が抱えていると思われる技術的な課題や先端技術の動向などについての技術講習会・研修会を随時開催。参加費無料。	香川県産業技術センター 087-881-3175
中小企業大学校	国が設置する公的研修機関。中小企業の経営者、後継者や管理者等を対象に経営、財務、販路開拓等の長短期研修を実施。図書館、食堂、宿泊施設を併設。受講料、受講期間の人件費等は、補助金制度の利用可。	中小企業大学校 関西校 0790-22-5931
人材育成や経営等各種セミナーの開催	中小企業を対象に、人材育成のほかマーケティングや商品開発、IT化、財務等に関するテーマのセミナーを、丸亀市の他、各関係機関で随時開催。実施機関のホームページやチラシ等で随時周知。	丸亀市産業振興課 かがわ産業支援財団 中小機構四国 丸亀商工会議所 丸亀市飯綾商工会等

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

9

人材確保・定着(職場環境改善)支援

インターンシップ(職場体験)に対する支援や雇用確保、職場環境改善に対する助成など、人材確保・定着に取り組む企業を支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(人材確保・定着)

1. 内容

優秀な人材を確保する目的で実施するインターンシップ(職場体験)や職場実習、また人材定着を図るため職場環境の改善、合同企業説明会への出展などに取り組む中小企業等に対し市が補助します。

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること(個人の場合は市内に住所があること)
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率	
人材確保・定着	企業 インターン シップ	求職者の職業観を向上させ、また企業は自社をPRし優秀な人材の発掘につなげるための職業体験や職場実習	参加者賃金、講師謝金、 広告宣伝費、教材費	10万円	補助対象 経費の 2/3以内 1,000円 未満切捨
	職場環境 改善	ワーク・ライフ・バランスの推進(育児・介護の両立支援や在宅勤務など勤務形態の見直し等)や従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへの新規加入など職場環境改善にかかる取組	謝金(専門家、講師)、 規則等改訂費用、委託費 や外注費用(専門家、コン サル、システム作成業 者)、システム導入費、 中讃勤労者福祉サービス センターに新規加入した 企業の会費1/2相当額 ×6ヶ月分など	10万円	
	人材確保	市外で開催される合同企業説明会への出展や人材紹介サービスの活用	合同企業説明会にかかる 出展料や備品リース料、 旅費、運搬費、人材紹介 事業者への報酬など	10万円	

4. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の人材確保(雇用)等に関する支援制度

事業名	内 容	お問い合わせ先
香川県インターンシップ支援事業	県が運営する就職支援サイト「jobナビかがわ」で県内のインターンシップ受入事業所情報を発信するとともに、参加希望学生を事業所に紹介する事業。今秋、県内インターンシップ検索サイト開設予定。	香川県就職・移住支援センター(ワークサポートかがわ) 087-802-4700
香川県就職・移住支援センター(ワークサポートかがわ)による無料職業紹介(マッチング)	「jobナビかがわ」(アドレス下記)に企業登録することにより、ホームページ上で求職者と企業のマッチングが受けられる。 http://www.jobnavikagawa.jp/	香川県就職・移住支援センター(ワークサポートかがわ) 087-802-4700
トライアル雇用助成金(一般トライアルコース・障害者トライアルコース)	就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度。一定の要件を満たした事業主に対し奨励金を支給。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	高齢者、障害者、母子家庭の母など就職困難者を、ハローワーク等の紹介により労働者として継続的に雇用する事業主に対し助成。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主に対し助成。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
65歳超雇用推進助成金	高齢者の雇用促進のために、定年の引上げ、無期雇用労働者への転換、雇用環境整備等を行った場合に支給。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部 高齢・障害者業務課 087-814-3791
雇用調整助成金	景気変動などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた企業が、一時的に休業や出向を行って労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当や賃金の一部を助成。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
新卒者の紹介	ものづくりの技能・技術を習得している人材を探している企業に対し、来春の就職を目指す学生を紹介。	四国職業能力開発大学校(学務課) 0877-24-6255

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

▶ その他の人材定着(職場環境改善)等に関する支援制度

事業名	内 容	お問い合わせ先
◆両立支援等助成金	<p>① 出生時両立支援コース 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に対し助成。</p> <p>② 介護離職防止支援コース 仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に対し助成。</p> <p>③ 育児休業等支援コース 【Ⅰ 育休取得時・職場復帰時】 「育休取得支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に対し助成。 【Ⅱ 代替要員確保時】 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業所得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対し助成。</p> <p>④ 再雇用者評価処遇コース 妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対し助成。</p> <p>⑤ 事業所内保育施設コース 平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。 企業主導型保育事業（内閣府）による助成制度の活用をご検討ください。</p> <p>⑥ 女性活躍加速化コース 女性活躍推進法に基づき、自社女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に対し助成。</p>	香川労働局 雇用環境・均等室 087-811-8924
◆業務改善助成金	事業場内の時間給1,000円未満の労働者の賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成。(要事前承認)	香川労働局 雇用環境・均等室 087-811-8924
職場意識改善助成金 時間外労働上限設定コース 職場環境改善コース 所定労働時間短縮コース 勤務時間インターバル導入コース テレワークコース	所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進、テレワークの導入、勤務終了後次の勤務までに一定時間以上の休息期間を設けるなどの計画を作成し、効果的に実施した中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成。(要事前承認)	香川労働局 雇用環境・均等室 087-811-8924 テレワークコースについては、テレワーク相談センター 0120-91-6479

事業名	内 容	お問い合わせ先
◆キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者を対象に、正規雇用への転換、処遇改善（賃金アップ）、健康管理（健康診断）、短時間正社員制度の規定などの取組を実施した事業主に対して助成。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
◆職場定着支援助成金	雇用管理改善を推進し、人材定着・確保を図る目的で、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）を導入、又は介護福祉機器の導入を行う事業主に対し、その経費の一部等を助成。	ハローワーク丸亀 0877-21-8609
丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金	男性従業員が連続7日以上の子育て休業を取得した場合に、その男性を雇用する中小企業等事業主に奨励金（10万円。年度内に1回限り、最大3回まで）を支給。 支給対象となる要件など詳しくは、市HP参照。 （「丸亀市男女共同参画」で検索）	丸亀市人権課 男女共同参画室 0877-24-8823

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

◆生産性要件

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

- (1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びていること**。
- (2) 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- ・なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

※事業名に◆印が記載されているものが、生産性要件の対象助成金です。

10 創業支援

創業にかかる融資や事業化に対する助成など、創業予定者や創業して間もない事業者を支援する制度です。

丸亀市新風融資制度

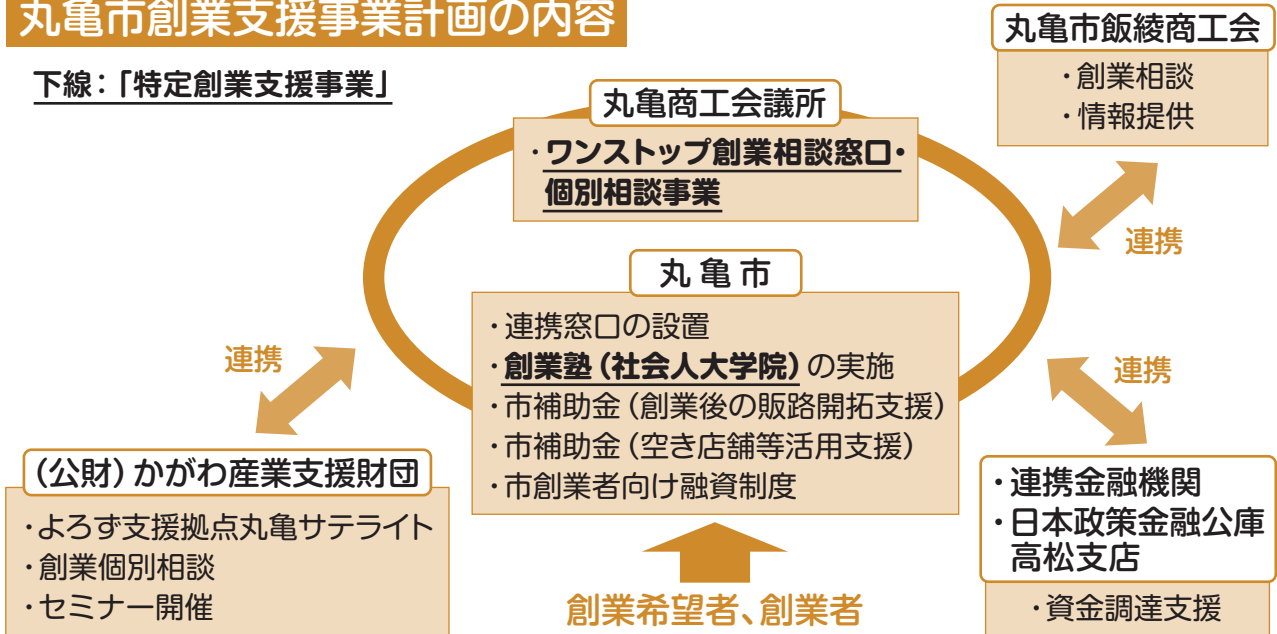
創業予定者や創業者の方々が円滑に新規事業を開始することができるよう、運転資金や設備資金を融資する制度です。また、支払った利子や保証料を補助する制度があります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内で新規に事業を開始しようとする方、または開始して1年未満の方 ② 市町村税を完納していること ③ 丸亀商工会議所の専門相談員に「創業計画書」等の指導を受け、適切と認められた方 ④ 次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業を営んでいない個人が借入金額の3分の1以上の自己資金を有し、1ヶ月以内に新規に事業を始めるための具体的な事業計画を持っている方 (イ) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、その日から1年を経過していない方 (ウ) 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立日から1年を経過していないとき
融資限度額	事業開始にかかる設備・運転資金・・・500万円 (創業関連保証等との融資残高の合計金額が1,000万円を超えないこと)
返済方法	60ヶ月元金均等分割払(6ヶ月以内の据置期間、繰上償還可能)
利率	年1.5%
保証人	法人の場合は代表者(県内に居住し、市町村税を完納し、返済能力がある人)、個人事業者は不要
担保	原則として無担保
利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助要件 市内に住所があり、また市町村税を完納し、返還金を期限内に約定どおり返済されている方 ② 補助内容 年利1%相当額の利子補給金を交付 ③ 申請期間 毎年度4月中(毎年度、市に補助申請が必要です) ④ 申請先 丸亀市産業振興課(電話 0877-24-8844)
保証料補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助要件 市内に住所があり、また市町村税を完納し、融資金を期限内に約定どおり完済された方 ② 補助内容 保証料相当額の保証料補給金を交付 ③ 申請期間 完済後3ヶ月以内 ④ 申請先 丸亀市産業振興課(電話 0877-24-8844)
融資の申込・お問い合わせ先	丸亀商工会議所 TEL 0877-22-2371

丸亀市創業支援事業計画

丸亀市では産業競争力強化法に基づく「丸亀市創業支援事業計画」を策定し、国より認定を受けました。今後は、本市をはじめ、地域の経済団体や金融機関、創業支援機関などとの連携により創業支援ネットワークを構成し、市内で創業を目指す方（創業後間もない方）を対象に、創業前から創業後まで必要なノウハウをトータルで習得できる支援策を提供します。各関係機関の支援策については下記図のとおりですので、是非ご活用ください。

丸亀市創業支援事業計画の内容



■「特定創業支援事業」とは

これから創業される方、創業後間もない方に対する継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの必要な知識を習得することを目的とした事業であり、本市が実施する「創業塾」と丸亀商工会議所が実施する「ワンストップ創業相談窓口・個別相談事業」が該当します。

創業塾や個別相談事業等を、1ヶ月以上にわたり4回以上受けた場合、本市において「特定創業支援事業を受けたことの証明書」を発行します。証明を受けた創業者の方には下記のようなメリット(優遇措置)があります。

創業時の優遇措置(特定創業支援事業)

①登録免許税の軽減

創業前の方が株式会社を設立する際の登記にかかる登録免許税が半額になります。

- ◆資本金の0.7%⇒**0.35%**
- ◆最低税額15万円⇒**7.5万円**

②信用保証枠の拡大

保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の利用枠が拡充されます。

- ◆1,000万円⇒**1,500万円**

③融資の早期利用可能

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が、**事業開始6ヶ月前**から利用できます。

【注意事項】 上記は、個人事業主の法人成りの場合は対象外です。①は創業前であることが要件です。②と③は、創業開始6ヶ月前から創業後5年未満の方が対象となります。

◆お問い合わせ先 丸亀市産業振興課

電話：0877-24-8844 MAIL：sangyoshinko-k@city.marugame.lg.jp

丸亀市産業振興支援補助金(創業)

1. 内容

創業して間もない事業者の販路開拓を支援するため、創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝にかかる費用の一部を補助します。(創業してから1年以内の方に限ります。)

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること(個人の場合は市内に住所があること)
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助対象経費

創業後の販路開拓を目的とした広告宣伝費、出張旅費など
※ただし、人件費や光熱水費、通信費、消耗品費等は補助対象外です。

4. 補助金額の算出方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の2/3以内(1,000円未満切捨て)
- ② 補助上限額 30万円
- ③ 補助上限回数 年度内に1回限り

5. ホームページでの検索キーワード

丸亀市ホームページで「丸亀市産業振興支援補助」で検索してください。

6. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

丸亀市空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金

1. 内 容

丸亀TMO構想で定める中心市街地重点整備区域内（丸亀市中央商店街を中心とした区域）において、空き店舗または空きオフィス等を改装して店舗または事業所を開設する事業者に対し、その改装費の一部を補助します。

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）または事業開始にあたり市内に住所を有することが確実であること
- ③ 市町村税を滞納していないこと
- ④ 香川県信用保証協会の保証の対象となる業種であること
- ⑤ 営業計画期間に制限がないこと
- ⑥ 1週間あたりの営業日が5日以上であること
- ⑦ 創業者（市内外において同一の事業を初めて開業するもの）については、丸亀商工会議所において、創業計画等の指導を受け、適切と認められた者 など

※ただし、①と④については、特別の事業があると市長が認めるときは、要件を満たさなくてもかまいません。

3. 補助対象経費

補助対象者が支払った内外装工事費、電気工事、空調工事、給排水工事等の改装工事費（当該工事に係る設計費含む）

※ただし、空き店舗等の取得に係る経費や賃借料、設備投資費、備品購入費、居住部分に係る改装工事費、補助対象者以外の者が実施する改装工事費などは補助対象外です。

4. 補助金額の算出方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の1/2以内（1,000円未満切捨て）
- ② 補助上限額 75万円

※ただし、市内に主たる事業所を有する工事業者（個人の場合は市内に住所を有する工事業者）に補助対象経費の2分の1以上に当たる改装工事を請け負わせた場合は、100万円と補助対象経費の3分の2（1,000円未満切捨て）相当額のいずれか低い方の額

5. ホームページでの検索キーワード

丸亀市ホームページで「中心市街地でのお店のオープン」で検索してください。

6. お問い合わせ先

丸亀市産業振興課 TEL 0877-24-8844

▶ その他の創業支援制度

事業名	内 容	お問い合わせ先
創業支援センター	創業者（第二創業を含む）を対象に、アイデア段階から事業化・販路開拓までを総合的に支援する窓口を設置。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
中小企業応援ファンド 創業ベンチャー・地域密着型ビジネス支援事業	創業予定者や創業後間もない者を対象に、獨創性がある事業や地域に密着した事業を行う場合に、研究開発や販路開拓にかかる経費を補助。事業にかかる経費の2/3を助成。上限300万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9903
創業・第二創業等促進補助金 成長のエンジンとなる分野創業支援事業	創業者に対して、県が定める「成長のエンジンとなる分野」のうち、下記の分野において、新たなビジネスや雇用を創出する取り組みを支援。 ① 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野 ② 健康関連分野 ③ 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野 ④ エネルギー・環境関連分野 事業にかかる経費の1/2を助成。上限750万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9901
創業・第二創業等促進補助金 ベンチャー企業創出促進事業	創業者に対して、独自の技術やアイデアを生かした新商品や新技術、新サービスを提供する取り組み（著しい新規性を有するものに限る）を支援。 事業にかかる経費の1/2を助成。上限400万円。	かがわ産業支援財団 087-868-9901
インキュベート施設 入居支援事業	創業者を対象に入居施設を安価で提供することで企業の成長や事業化を支援。 入居期間は1～5年。要入居費。	かがわ産業支援財団 087-869-3700
新規創業・創業後支援事業	創業予定者への創業支援塾、創業後間もない方へのセミナーや成功事例発表会等を開催。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
かがわ型新ビジネスモデル奨励事業	創造的な技術や商品、サービスなどを新規に開発し、新たな顧客や付加価値を創造しようとする、斬新なビジネスプランを募集しコンペを行うとともに、そうしたビジネスプランを樹立し成功した先進的モデルプランを表彰。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
新規創業融資	創業予定者や創業後間もない者を対象に、設備・運転資金を貸付。（保証料補給金あり。） 融資額：1,500万円以内（自己資金要件を緩和した【開業プランサポートタイプ】は1,000万円以内）	香川県経営支援課 087-832-3347

事業名	内容	お問い合わせ先
新規創業融資計画策定 支援等事業	香川県中小企業振興融資制度の「新規創業融資（開業プランサポートタイプ）」申込者に対する新規創業融資計画の作成支援や、創業者への現場訪問、相談を専門相談員が行う。	かがわ産業支援財団 087-840-0391
新規開業・農業参入資金等	政策金融機関である日本政策金融公庫が実施する融資。中小企業・小規模事業者や農林漁業者へのさまざまな融資制度あり。	日本政策金融公庫 高松支店 国民生活事業 087-851-0198 農林水産事業 087-851-9991

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

11 福利厚生・共済支援

勤労者の福利厚生を支援するサービスや退職金共済制度などです。

中讃勤労者福祉サービスセンター

雇用の安定と中小企業の振興を図る目的で、中讃地区の勤労者や事業主を対象に、福利厚生サービスを提供する団体です。このサービスを受けるためには、サービスセンターへの入会が必要です。

入会対象者	中讃地区（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）に事業所がある中小企業（個人事業者含む）の事業主及び従業員
会費	1人当たり月額700円 ※原則として勤労者と事業主が2分の1ずつを負担（事業主の全額負担も可）
主な福利厚生サービスの内容	
健康維持管理助成	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック及び生活習慣病予防健診等費用助成 ・インフルエンザ予防接種料助成 など
レクリエーション活動援助	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊旅行・日帰りツアー等費用補助 ・入泉回数券購入の補助 ・映画鑑賞券の割引販売（1,000円/枚） ・善通寺市民・多度津町民水泳プール利用補助 ・ユニバーサル・スタジオ・ジャパン利用補助 ・高速バス往復チケット利用補助 など
生涯学習活動援助	文化・健康教室の受講料補助 など
各種チケット・商品等の割引販売	<ul style="list-style-type: none"> ・全国共通お食事券の割引販売 ・各種お食事チケットやコンサート・スポーツ観戦などのイベントチケット割引あっせん販売 ・クリスマスケーキや食品などを割引あっせん販売 など
協定施設・店舗の割引利用	センターと協定している宿泊・保養施設や文化施設、レジャー施設、飲食店などを割引価格で利用可能（会員の家族や同伴者を含む）
慶弔共済保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚や出生、入学、永年勤続、還暦などの祝金の給付 ・住宅災害や傷病などの見舞金の給付 ・死亡弔慰金（会員本人、会員の配偶者・子・親を含む）の給付 など
社販マーケット	大手メーカーのドリンク類などを安価で提供する物販サイトの利用が可能（自社の会議やイベントでの利用が可能、送料無料）
生活資金の貸付	マイカー購入や教育資金、住宅改修などの一般生活資金を貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 300万円以内（勤続年数により限度額を設定） ・返済期間 10年以内 ・利率 年3.5%（保証料0.7%は別途） ・申込先 四国労働金庫瀬戸大橋支店
入会の申込・問い合わせ先	中讃勤労者福祉サービスセンター TEL 0877-24-7700

▶ その他の福利厚生・共済支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
丸亀市産業振興支援補助金 (職場環境改善)	従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへ新規に加入される事業所に対し会費の一部を助成。	丸亀市産業振興課 0877-24-8844
小規模企業共済制度	小規模企業の個人事業主または会社役員を対象に、退職後の生活の安定や事業の再建を図るための資金を準備しておく「経営者の退職金制度」。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-1325
経営セーフティ共済制度	中小企業を対象に、取引先の倒産など、債権等の回収が困難となった場合に共済金の貸付が受けられる制度。無担保・無保証人。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-1325
中小企業退職金共済制度	中小企業のために国が設けた社外積立型の「従業員の退職金制度」。独自に退職金制度をもつことが困難な中小企業を対象に、比較的少ない掛金で加入できる。	中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234
中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成	新たに中小企業退職金共済に加入する場合や、加入者が掛金を増額する場合、事業主に対し、掛金の一部を助成。	中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234
丸亀商工会議所の共済制度	丸亀商工会議所の会員が利用できる共済制度。主な共済制度は下記のとおり。 【婆娑羅共済】 死亡や入院等の保障のほか見舞金や祝金など独自の給付制度もあり。 【特定退職金共済】 従業員の退職金制度。	丸亀商工会議所 0877-22-2371
丸亀市飯綾商工会の共済制度	丸亀市飯綾商工会の会員が利用できる共済制度。主な共済制度は下記のとおり。 【商工貯蓄共済】 貯蓄・融資・生命保険の3つを組み合わせた共済制度。 【特定退職金共済】 従業員の退職金制度。	丸亀市飯綾商工会 本所0877-98-2236 支所0877-86-2156

※内容が変更している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。



丸亀市

MARUGAME CITY

丸亀市
中小企業支援
ガイドブック

編集・発行

丸亀市産業文化部 産業振興課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 3-1

TEL (0877) 24-8844 FAX (0877) 24-8863

EMAIL sangyoshinko-k@city.marugame.lg.jp

平成29年 7月発行